

て、野心的な策を講じて温室効果ガス抑制策を加速させるべきだと考え、農業分野における脱炭素化をどのように進めていくのか農林水産部長の見解を聞きました。

農林水産部長は、適応策と緩和策に一体的に取り組むことを前提に、緩和策については、現在、施設園芸におけるヒートポンプの導入や地熱の利用、畜産堆肥の強制発酵などに取り組んでいること、そして第4次環境基本計画を実施する中で今後、スマート技術の導入やJクレジット制度の利用などを行っていくと述べました。

2021年5月に国が策定した『みどりの食料システム戦略』では、「2030年までに施策の支援対象を持続可能な食糧・農林水産業を行う者に集中していくことを目指す。農林水産省の補助事業については、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す」ことや「2040年までに農林業機械、漁船の電化、水素化等に関する技術の確立を目指す」こと、また「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す」としています。

地球温暖化の影響が私たちの暮らしの中にも実感できるようになってきました。製造業やサービス業の脱炭素化はもちろんですが、今後は、日本中で農林水産業の生産や流通過程においても脱炭素化を進める動きが加速していくでしょう。

農林水産業の脱炭素化という潮流を考えたとき、大分県の農林水産業の脱炭素化は今の状況で十分なのか。環境先進県おいたの農林水産業の脱炭素化策と考えるのかどうか。私は全国に先駆けた野心的な策を講じていくことが必要だと思います。

## 一般質問



たかし 原田  
はらだ 孝司  
(別府市)

## 公益通報者の保護について

公益通報者保護法は、平たく言えば、従業員が勤め先の不正行為を通報したことを理由に、解雇や降格、不自然な異動など、勤め先から不利益な取扱いを受けることを禁じています。また、二〇二二年の改正では、従業員三〇〇人超の大企業に対し、内部公益通報体制の整備などを義務づけました。

昨年、兵庫県で知事に対する告発を「公益通報」として扱わずに告発者捜し、役職の解任等が行われ、その後、告発者が自ら命を絶つた問題が起き、この法律が注目されました。

大分県における公益通報に関する体制の整備状況や、実際に公益通報と認定し審議した実績を含め、職員から通報があった場合の通報者保護についてどのように取り組んでいるのか知事、教育長と警察本部長に尋ねました。

また、労働者保護の観点から、民間の雇用主に対する公益通報者保護法の周知にどのように取り組んでいくのかに質問しました。

### 【答弁 佐藤知事他】

二〇〇六年の公益通報者保護法の施行に合わせて、任命権者

ごとに通報の内部窓口を設置している。さらに、手続きの公正性、中立性を十分に確保するため、外部窓口も設置し弁護士に委託している。

通報受理件数は、知事部局で外部通報が一件、教育委員会内部通報が一件、県警本部では内部通報の実績はない。いずれの場合も、法を遵守して通報者保護を図り適切に運用している。

## ヤングケアラーについて

大人に代わって家事や家族の世話を日常的に担うヤングケアラーは、今、大きな社会問題となつています。県では、三年ぶりに実施する実態調査を行い、昨年十月にまとめた調査結果によると、県内のヤングケアラーは二、一〇〇人と三年前の調査から倍増しており、改めて問題の深刻さが浮き彫りになっています。

埼玉県など他の自治体では、ケアラー条例やヤングケアラーに特化した条例の制定が進んでおり、いずれも、ヤングケアラー等を社会全体で支えることを目的として、基本理念、自治体の

責務や住民、事業者、関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定等を規定しています。

そこで、大分県においてヤングケアラー条例の制定も含め、ヤングケアラーへの支援にどのように取り組んでいくのか質問しました。

### 【答弁 福祉保健部長】

県では専門職員による相談窓口を開設するとともに、SNS等でも相談に対応している。一方、二〇二三年六月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、地方公共団体の支援対象にヤングケアラーが明記されるなど法体系が整備されてきたことから、自治体ごとの条例の必要性は低下しつつある。

県として、学校現場と連携して実効性のある支援体制を整備することを優先して取り組んでいく。

その他、財政運営、最低賃金介護を巡る諸課題、県立高校における全国募集について質問しました。私のHPにも詳細を掲載していますので御覧ください。